

(3) 森林の公益的機能を発揮させるための制度の適正な運用

勸告	説明図表番号
<p>森林は、木材生産機能だけではなく、土砂災害の防止や水源の涵養といった公益的機能も有し、我が国の国土を保全していく上で重要な役割を果たしている。</p> <p>平成 13 年に日本学術会議が農林水産大臣へ答申した「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」^(注1)によると、森林の有する多面的機能^(注2)が発揮される分野は、生物多様性保全機能や水源涵養機能など 8 分野に及び、その貨幣評価額は年間約 67 兆円を超えると試算されている。</p>	図表 1-(3)-①
<p>また、森林は一度伐採すると、その再生には時間を要するため、無秩序な伐採は避けるべきであり、伐採を行う場合であっても、森林の公益的機能の発揮の観点から、伐採後の造林が必要となるが、伐採跡地が放置され、裸地化^(注3)が進むと、雨水を浸透させる能力が低下し、降雨などによって土砂流出の危険性が高まる。さらに、森林は適度な間伐を実施しないと、林内が過密状態となるため、十分な光が届かず、樹木は幹や根を十分に発達させることができない、いわゆるモヤシのような状態となり、水資源の確保など森林の持つ公益的機能の発揮に影響を及ぼすおそれがある。</p>	図表 1-(3)-②
<p>森林法では、こういった森林の各種機能に着目し、民有林であっても公益的機能の発揮が特に要請される森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林として指定し、立木の伐採等を規制しており、間伐等の森林施業が十分に行われておらず、保安林本来の目的が失われるおそれがある保安林については、都道府県知事が森林所有者等に自発的な森林施業の実施を促し、所有者等がこれに従わない場合は、最終的に同知事が、所有者に代わって必要な治山事業を行うことができる仕組みが設けられている。また、市町村長においても、市町村森林整備計画において、森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林の各機能に応じた伐期齢や伐採面積など推進すべき森林施業方法を定めた森林を「公益的機能別施業森林」として設定し、森林所有者等が立木を伐採する場合は、市町村に対し、事前に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出させることによって、伐採等の計画が市町村の定めた施業方法に適合しているかどうかをチェックできる仕組みが設けられている。</p>	図表 1-(3)-③
<p>今回、調査対象とした 17 道府県及び 39 市町村における、保安林等の公益的機能を発揮するための森林施業の実施状況を調査した結果、以下のとおり、森林所有者等によって必要な森林施業が適切に実施されていないことにより、森林の公益的機能の発揮に影響を及ぼすおそれのある例がみられた。</p> <p>(注1) 農林水産省は、農業や森林の有する真の価値について正しい理解と社会的認知を得るため、日本学術会議法（昭和23年法律第121号）第4条の規定に基づき、平成12年12月に農林水産大臣から日本学術会議会長に対して、「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の諮問を行い、同会議は、13年11月に答申を取りまとめている。</p> <p>(注2) 日本学術会議が取りまとめた「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月）によると、森林の有する様々な機能について、林産物生産機能を含む全ての機能を「多面的機能」と称し、林産物生産機能を除く場合は「公益的機能」と称している。本細目では、林産物生産機能を除く「公益的機能」に重点を置き、整理を行ったことから、公益的機能という表現で統一した。</p> <p>(注3) 「裸地」とは、草木が生えておらず、岩や土がむきだしになっている状態の土地のことである。</p>	図表 1-(1)-⑩ (再掲)

勸告	説明図表番号
<p>ア 道府県知事が森林法に基づき選定した「要整備森林」の森林所有者等に対し、必要な森林施業の実施を適切に促していないことから、森林施業が実施されていない例</p> <p>森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定に基づき、指定された保安林は、平成 27 年 3 月末現在、全国で約 1,214 万 ha あり、全森林面積の約 5 割を占めている。このうち、森林面積が最も多い保安林は、水源かん養保安林の約 917 万 ha（全保安林の 75.5%）であり、次いで土砂流出防備保安林の約 258 万 ha（同 21.3%）となっている。</p> <p>保安林に指定されると、その所有者等は、立木を伐採する際には、森林法の規定に基づき、都道府県知事の許可を受け、又は事前の届出を行う必要があり、①保全措置が特に必要な保安林の場合は「禁伐」として伐採そのものが禁止され、②伐採が認められる場合であっても、保安林の種類によっては、森林の持つ公益的機能の著しい変化を避けるために、必要な立木を選定しながら伐採を行う「択伐」が必要となり、③全ての立木の伐採が認められる「皆伐」を行うことができる保安林の場合も、1 か所当たりの上限面積が 20ha に制限されるなど、厳しい伐採規制がかけられている。</p> <p>他方、森林は、伐採さえ行わなければ、その機能が十全に発揮されるといったものではなく、特に、人の手によって植林された人工林の場合、森林施業を定期的に行わないと、樹木の生長が十分に促進されず、その結果、そのような森林は、降雨などによる土砂の流出や、雪や風による倒木など災害の危険性が高まる。</p> <p>このようなことから、平成 16 年に森林法が改正され、森林施業が十分実施されていないことにより、水源の涵養や山地災害の防止等、保安林本来の目的である公益的機能の発揮に支障が生じていると判断される森林については、森林法第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣が「特定保安林」として指定を行い、その区域内に地域森林計画の対象となっている民有林がある場合は、都道府県知事が、同法第 39 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地域森林計画において「要整備森林」として選定し^(注 4)、同法第 39 条の 5 及び第 39 条の 7 の規定に基づき、森林所有者等に対して必要な森林施業の勸告を行い、勸告に従わない場合等には、森林所有者等に対して権利移転等の協議を勸告し、当該協議が調わない場合は、同知事が森林所有者等に代わって保安施設事業を行うことのできる制度が創設されている。</p> <p>林野庁では、要整備森林を選定した場合の森林所有者等に対する森林施業の勸告について、「要整備森林に係る施業の勸告等の実施について」（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 林整計第 353 号林野庁長官通知。最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林政企第 120 号。以下「要整備森林に係る勸告までの実施手順を定めた通知」という。）において、次のとおり、実施手順を定めている。</p>	<p>図表 1-(3)-③ (再掲)</p> <p>図表 1-(3)-ア -①</p> <p>図表 1-(3)-ア -②</p> <p>図表 1-(3)-③ (再掲)</p> <p>図表 1-(3)-ア -③</p>

勸告	説明図表番号
<p>① 都道府県知事は、要整備森林を選定した際には、森林所有者等に対し、その所在、実施すべき施業の方法及び時期について、文書による通知を行うこと。</p> <p>② 上記通知後も通知に沿った施業が実施されていない又は実施される見込みがない場合は、林道又は作業路の被災等により要整備森林までの通行が困難になるなど施業を実施できない特段の理由が認められない限り、施業の勸告を行うこと。</p> <p>③ 要整備森林に係る施業の勸告は、造林、保育、伐採等の施業の区分ごとに実施期限を定めて行うものとし、その実施期限は、施業の時期、準備期間等を考慮して、おおむね6か月から1年までの範囲内で定めること。</p> <p>(注4) 森林法上は、「要整備森林の選定」という用語は用いられておらず、正確には、第39条の4第1項において、都道府県知事は、地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項（造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林（要整備森林）の所在など）を追加して定めなければならないと規定されているが、本文では、当該制度の説明の便宜上、「選定」という用語を用いることとした。</p>	
<p>調査対象とした17道府県が平成26年度末時点で選定していた要整備森林について、道府県の森林所有者等に対する必要な森林施業の働きかけの状況を調査したところ、次のとおり、必要な森林施業の実施を適切に促していないことから、依然として森林施業が実施されていない例がみられた。</p> <p>① 間伐等が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定し、相当期間が経過しているが、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行うことができず（2県34事例）、中には、要整備森林を選定してから8年以上経過している例もみられた。（1県7事例）</p> <p>これについて、当該2県では、森林所有者等に対し事前の説明をせずに文書による通知を送ってしまうとトラブルを招く可能性があるなどとして、要整備森林の選定後、通知前の説明を森林組合に任せていたところ、双方の意思疎通が十分ではなかったこともあり、結果として県から森林所有者等への森林施業の通知を行うことができなかったが、今後は、森林組合とも十分に連携しつつ、森林所有者等に対し、必要な森林施業の働きかけを的確に実施したいとしている。</p> <p>② 間伐が十分に実施されていない土砂流出防備保安林を要整備森林として選定しているものの、選定後に森林所有者等の所在が不明であることが判明し、必要な森林施業の通知を行うことができず、その後も有効な措置を講ずることができないまま、10年以上の年月が経過している例がみられた。（1県2事例）</p> <p>保安林が、その指定の目的に即して機能しておらず、森林施業を早急に実施しなければならない状態となっているにもかかわらず、森林所有者等と権利の移転等の協議を行うことができない場合は、森林法第41条第3項に規定す</p>	<p>図表 1-(3)-ア -④- i ~ iii</p> <p>図表 1-(3)-③ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>る保安施設事業により、都道府県知事が森林所有者等に代わって、必要な整備を行うことも可能であることから、本件については、森林の現況に応じ、同事業の活用を含めた適切な対応を検討すべきであったと考えられる。</p> <p>これについて、当該県では、改めて現地調査を行った上で、保安施設事業を活用し、要整備状態を解消したいとしている。</p> <p>③ 間伐が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定し、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行っているが、通知後約6年又は約8年が経過し、林道の被災等により要整備森林までの通行が困難になるなど施業を実施できない特段の理由がないにもかかわらず、森林の施業を行っていない森林所有者等に対し、実施期限を定めた施業の勸告を行っていない例がみられた。(1県11事例)</p> <p>これについて、当該県では、要整備森林の選定時には、森林所有者等の間伐の実施の意向を確認できていたかもしれないが、その後の経済事情の変化により、間伐を実施できていないものが多く、勸告をちゅうちょしてしまったとしている。</p> <p>しかしながら、本件については、i) 要整備森林に選定され、施業の通知を行ってから、少なくとも6年以上が経過しているにもかかわらず、依然として施業が完了していないこと、ii) 林野庁が示した、要整備森林に係る勸告までの実施手順を定めた通知においても、施業の通知後も施業が実施されていない場合、特段の理由が認められない限りは、施業の勸告を行うとの考えが示されていること、iii) 要整備森林の森林所有者等の一部である町有林の担当者は、当省の調査により初めて、当該森林に選定されていることを認識したとしていることなどを踏まえると、森林所有者等に施業の勸告を行い、要整備森林の解消に向けた取組を一層推進するよう働きかける必要があったと考えられる。</p> <p>要整備森林は、森林法の規定に基づき、森林所有者等に森林施業を実施させ、早期に森林の機能の回復を図る必要があるとして都道府県が選定するものであるため、選定後、森林所有者等に必要な森林施業の実施を長期間促さず、放置しておくことは、森林の公益的機能の発揮に影響を及ぼすことが懸念される。一方で、都道府県が要整備森林を選定して長期間が経過し、現在までに特段の問題が生じていないのであれば、当時の選定が適切ではなかった可能性も考えられる。このため、林野庁は、全国の都道府県に対し、要整備森林を選定後に森林所有者等に必要な森林施業の実施を促していない例がないか点検させ、選定から長期間が経過している例がみられた場合は、保安林の目的に即した要整備森林の選定となっているのか、速やかに現地調査を行うなどして森林の荒廃の程度を把握させた上で、改めて森林所有者等に施業を行わせることが適当であるか適切に判断さ</p>	

勸告	説明図表番号
<p>せ、必要であれば、要整備森林の解消に向けて、確実に森林所有者等に森林施業の実施を促す必要があると考えられる。</p>	
<p>イ 市町村が設定した「公益的機能別施業森林」において、定められた森林施業の方法によらず、森林の伐採を行うことを計画しているなど、市町村森林整備計画に沿った適切な対応が行われていない例</p>	
<p>市町村長は、森林法第10条の5第1項の規定に基づき、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、5年ごとに市町村森林整備計画をたてなければならないとされており、同計画には、同条第2項の規定に基づき、立木の標準伐期齢、造林、間伐の標準的な林齢のほか、「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」を定めなければならないとされている。</p>	<p>図表 1-(3)-③ (再掲)</p>
<p>林野庁が各市町村に示した「市町村森林整備計画制度等の運用について」(平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知。最終改正：平成27年3月31日付け26林整計第883号。以下「市町村森林整備計画の運用に関する通知」という。)によると、公益的機能別施業森林区域について、①水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「水源涵養機能森林」という。)、②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「土砂災害防止等機能森林」という。)、③快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、④保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林といった四つの公益的機能に着目した森林が例示(注5)されており、市町村は、市町村森林整備計画において、これらの森林の種類別に適切な森林施業の方法を定め、該当する森林は、それぞれの機能別に林班及び小班により特定できるようにしておかななければならないとされている。</p>	<p>図表 1-(3)-イ -①</p>
<p>市町村森林整備計画の運用に関する通知では、公益的機能別施業森林区域ごとの具体的な森林施業の方法が示されており、例えば、①水源涵養機能森林については、水源かん養保安林やダム集水区域などの水源地周辺の水源涵養機能が高い森林について区域を設定し、森林施業は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とした上で、主伐を行う場合の下限時期として、標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めること、②土砂災害防止等機能森林については、土砂崩壊防備保安林や土砂流出防備保安林などの山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれのある森林について区域を設定し、森林施業は、原則として複層林施業(注6)を推進させることとし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後も機能の確保ができる森林については、主伐を行う場合の下限時期として、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を定めることとされている。</p>	<p>図表 1-(3)-イ -②</p>
<p>また、林野庁では、伐採後の造林方法について、人が苗木などを植栽する「人工造林」と、人工的な植栽を行わず、自然に落下した種子や残された根株の休眠芽などの生育を期待する「天然更新」の二つの造林方法を認めている。市町村森</p>	

勸告	説明図表番号
<p>林整備計画の運用に関する通知によると、市町村は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う場合の標準的な樹種別植栽本数や、天然更新を行う場合の更新が完了したとみなす期待成立本数を定めることとされているほか、天然更新が期待できず、人工的な植栽によらなければ適確な森林の育成が困難な森林については、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として区域を定め、森林所有者等に必要な指導を行うこととされている。</p> <p>これに対し、森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（保安林を除く。）の立木を伐採する場合は、森林法第 10 条の 7 の規定に基づき、市町村森林整備計画に従って、森林の施業及び保護を実施しなければならず、また、同法第 10 条の 8 第 1 項の規定に基づき、伐採を開始する日の 90 日から 30 日前までに、市町村長に対し、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種等を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならないとされている。</p> <p>さらに、市町村長は、森林法第 10 条の 9 第 1 項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採面積、伐採方法、伐採齢等に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合は、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずること（以下「伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令」という。）ができることとされている。林野庁では、「伐採及び伐採後の造林の届出制の運用について」（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通知。最終改正：平成 24 年 3 月 28 日付け 23 林整計第 315 号。以下「伐採及び伐採後の造林届出の運用に関する通知」という。）を発出し、伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を行う場合として、市町村森林整備計画において、例えば、①公益的機能別施業森林のうち人家、農地等の保全のため伐採の方法について択伐による複層林施業を推進すべきものと定められている森林、②植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として人工造林の標準的な方法等が定められている森林などであるにもかかわらず、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された計画内容がこれらの事項に適合しない場合のほか、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された計画内容が市町村森林整備計画に定める標準的な方法と著しく異なり、森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれのある場合を挙げている。</p> <p>（注5） 林野庁が例示した四つの公益的機能別施業森林以外で、その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林がある場合は、市町村が独自に区域を設定することも認められている。</p> <p>（注6） 「複層林施業」とは、全ての木を一斉に伐採するのではなく、必要な分だけ抜き伐りし、そこに新たに苗木を植林する又は既に自然に生育している稚樹を育成する施業方法のこと。このうち、択伐により複層林を育成する施業のことを「択伐による複層林施業」という。</p> <p>調査対象とした 39 市町村において、平成 26 年度に受理した伐採及び伐採後の造林の届出書のうち、皆伐する計画となっていた届出書を抽出し（注 7）、届け出られた森林施業の内容を確認したところ、次のとおり、水源涵養機能森林又は土</p>	<p>図表 1-(3)-③ （再掲） 図表 1-(3)-イ -③</p> <p>図表 1-(3)-イ -④</p>

勸告	説明図表番号
<p>砂災害防止等機能森林について、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合していないため、森林の公益的機能の低下が懸念される例がみられた。</p> <p>① 水源涵養機能森林又は土砂災害防止等機能森林について、市町村森林整備計画に定められた伐期齢に達していない森林を皆伐する計画の届出書であるにもかかわらず、必要な是正指導を特段行うことなく、届出書を受理している例があった（皆伐面積が1ha以上のものが3市町村8事例あり、最大のもので15haを超える事例あり）。また、この8事例の中には、標準伐期齢にすら達していない森林であるにもかかわらず、皆伐を計画する届出書を受理している例もあった。（2市町村3事例）</p> <p>当該3市町村では、伐期齢に達していない森林を皆伐する計画であったとしても、伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令の対象になるかどうか、伐採及び伐採後の造林届出の運用に関する通知をみても判然とせず、制度の枠組みが届出であるため、森林所有者等の判断を優先せざるを得ないなどとしている。</p>	<p>図表 1-(3)-イ -⑤- i</p>
<p>② 水源涵養機能森林又は土砂災害防止等機能森林について、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林区域に設定していることから、伐採後は人工造林が必要となるにもかかわらず、天然更新による造林を計画する届出書を受理している例があった。（3市町村7事例）</p> <p>当該3市町村では、昨今は木材価格の低迷等によって、森林所有者等の経営意欲が減退しており、金銭的な負担を伴う人工造林は求めづらいことや、市町村内全域の民有林や人工林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林区域に設定しているが、場所によっては、天然更新による造林が可能な場所があり得ることから、天然更新による造林計画があったとしても変更を求めることまではできないなどとしている。</p>	<p>図表 1-(3)-イ -⑤- ii</p>
<p>私有林は私的財産であるため、森林所有者等に対する伐採等の規制は、必要最小限にとどめるべきである。一方で、①森林は、国民が様々な形で恩恵を受ける公的な財産としての性格を持ち、その中でも公益的機能別施業森林は、市町村が水源涵養機能森林等の公益的機能が特に発揮されるべき森林として設定すること、②「環境林整備事業」（国庫補助事業）の「公的森林整備」の補助金額の算出方法をみると、水源涵養機能森林等の公益的機能別施業森林については、他の森林に比べ2倍の査定係数^(注8)が設定されていることを踏まえると、市町村森林整備計画に適合しない計画内容について、森林の公益的機能への影響度を十分考慮することなく、単に届出制度であるからといった理由や専ら森林所有者等の経済的事情への配慮から、必要な是正指導を行わないといった市町村の対応は適切ではないと考えられる。</p> <p>(注7) 皆伐面積の大きいものから順に20件（20件に満たない場合は全件）を抽出した。</p> <p>(注8) 林野庁の「環境林整備事業」の補助金額は、「標準単価×実施面積×補助率×査定係数/100」の算定式によって算出されるが、「環境林整備事業」の実施要領によると、「公的森林整備」（自助努力等によって適切な森林整備が期待できない森林について、地方公共</p>	

勸告	説明図表番号
<p>団体と森林所有者による協定等に基づいて行う森林整備)を行う場合の査定係数は、公益的機能別施業森林の場合は「180」であるのに対し、その他森林は「90」とされている。</p> <p>また、公益的機能別施業森林は、民有林であっても公益的機能の発揮が特に期待される森林として、市町村がその目的に応じた森林区域を設定するものであるが、調査対象とした 39 市町村の中には、どのような森林であっても、少なからず水源涵養機能は有しているなどとして、市町村内に所在する全民有林を水源涵養機能森林に一律に設定している市町村が 11 市町村（平成 26 年度末時点）みられた。市町村森林整備計画の運用に関する通知によると、水源涵養機能森林の設定は、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源池周辺の森林など水源涵養機能が高い森林について定めるとされており、このような全民有林に対する一律の設定が森林の機能特性に適切に応じたものとなっているか検証を行う必要がある。さらに、調査対象とした 39 市町村の中には、前述のとおり、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林区域に設定しているにもかかわらず、天然更新を認め、その理由として、民有林全域や人工林全域を当該森林区域に設定しており、場所によっては、天然更新可能なものが含まれていることを挙げている市町村がみられた。</p> <p>公益的機能別施業森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に設定されると、①例えば、水源涵養機能森林であれば、市町村森林整備計画の運用に関する通知に基づき、市町村森林整備計画において、主伐は、標準伐期齢に 10 年を加えた林齢以上で行うこととなること、②植栽によらなければ適確な更新が困難な森林であれば、人工造林を行うことが求められることから、森林所有者等にも影響が及ぶこととなる。市町村が現場の状況を十分に踏まえ、市町村森林整備計画において一律に森林施業の方法を示すことは、市町村森林整備計画の形骸化にもつながりかねないと考えられるため、公益的機能別施業森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の設定は必要な範囲内で適切に行うよう、厳格に運用すべきであると考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省は、公益的機能を発揮するための森林施業を一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県に対し、要整備森林を選定したにもかかわらず、森林所有者等に必要な森林施業の通知や勧告を行っていない例がないか点検させ、当該通知や当該勧告を行っていない例がみられた場合は、早急に現地調査を行うなどして、当該森林の現況を把握した上で、施業の必要性を改めて判断し、適切な対応を図るよう要請すること。</p> <p>② 市町村に対し、森林所有者等から、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合しない計画内容の伐採及び伐採後の造林の届出書を受理したときは、届出内容の変更を促すための森林所有者等に対する指導を十分に行い、指導を行っても、なお届出内容の変更がなされない場合は、現地調査を行うなどし</p>	<p>図表 1-(3)-イ-⑥</p> <p>図表 1-(3)-イ-①（再掲）</p>

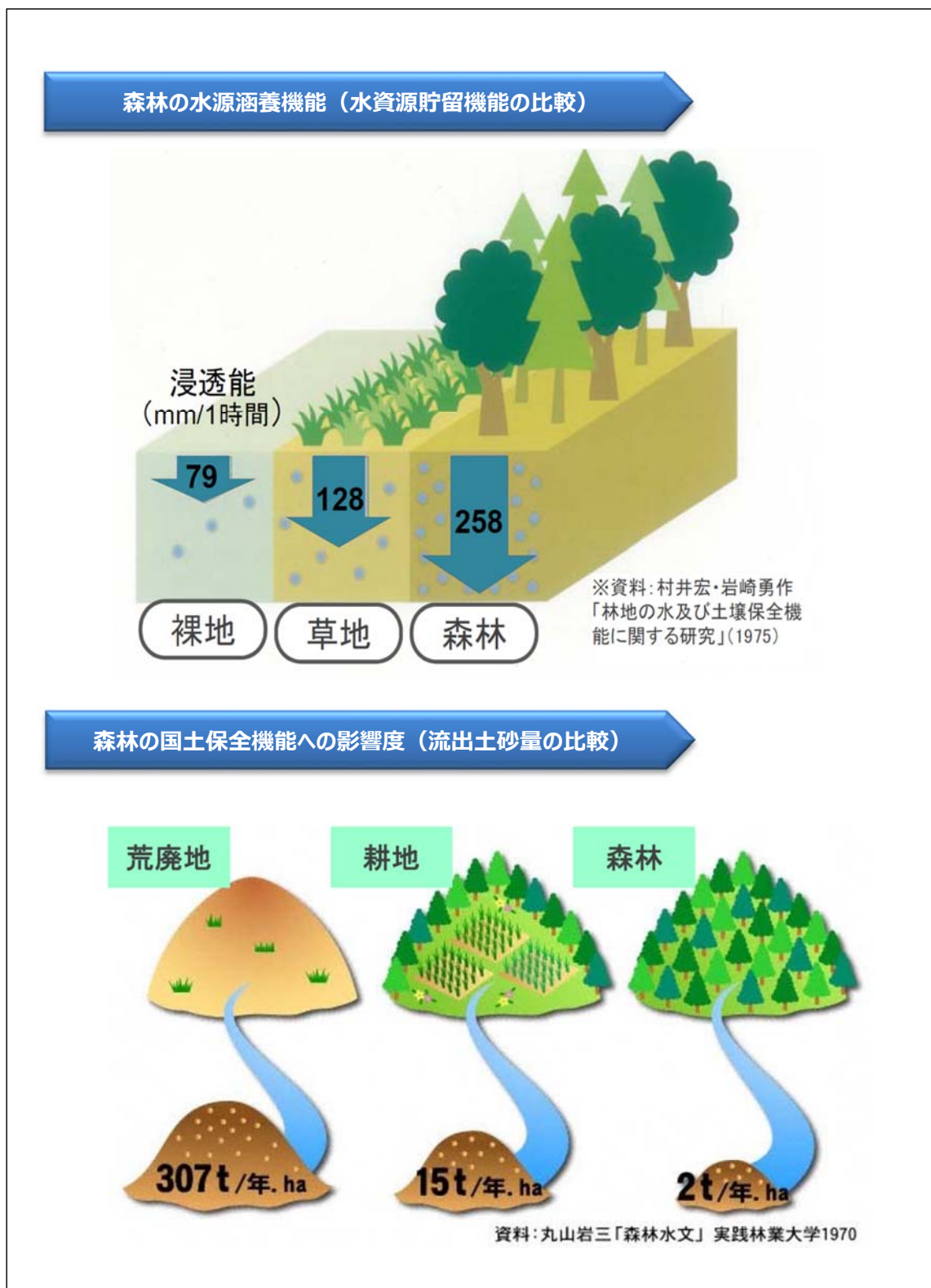
勸告	説明図表番号
<p>て、森林の公益的機能への影響度を確認し、必要に応じて伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を発出することを要請すること。</p> <p>さらに、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法が遵守されるよう市町村に対し、現状の公益的機能別施業森林及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林が、本来持つべき機能特性に応じたものとなっているかの点検を行い、その結果を踏まえ、必要性を超えて設定しているところがあれば、市町村森林整備計画の次回改定時に当該森林の設定を見直すよう要請すること。</p>	

図表 1-(3)-① 森林の有する各種多面的機能と貨幣評価額

大分類	中分類	小分類	
1 生物多様性保全機能	(1) 遺伝子保全		
	(2) 生物種保全	① 植物種保全	火力発電所の二酸化炭素回収装置を代替財として評価 (1兆2,391億円/年)
		② 動物種保全(鳥獣保護)	
		③ 菌類保全	
	(3) 生態系保全	④ 河川生態系保全	
⑤ 沿岸生態系保全(魚つき)			
2 地球環境保全機能	(4) 地球温暖化の緩和	⑥ 二酸化炭素吸収	砂防ダムを代替財として評価 (28兆2,565億円/年)
		⑦ 化石燃料代替エネルギー	
	(5) 地球気候システムの安定化		
3 土砂災害防止機能 ／土壌保全機能	(6) 表面侵食防止		土留工を代替財として評価 (8兆4,421億円/年)
	(7) 表層崩壊防止		
	(8) その他の土砂災害防止	⑧ 落石防止	
		⑨ 土石流発生防止・停止促進	
		⑩ 飛砂防止	
	(9) 土砂流出防止		
	(10) 土壌保全(森林の生産力維持)		
	(11) その他の自然災害防止機能	⑪ 雪崩防止	治水ダムを代替財として評価 (6兆4,686億円/年)
		⑫ 防風	
		⑬ 防雪	
		⑭ 防潮など	
4 水源涵養機能	(12) 洪水緩和		利水ダムを代替財として評価 (8兆7,407億円/年)
	(13) 水資源貯留		
	(14) 水量調節		
	(15) 水質浄化		
	(16) 気候緩和	⑮ 夏の気温低下(と冬の気温上昇)	
5 快適環境形成機能	(17) 大気浄化	⑯ 木陰	雨水利用施設及び水道施設を代替財として評価
		⑰ 塵埃吸着	
	(18) 快適生活環境形成	⑱ 汚染物質吸収	
		⑲ 騒音防止	
		⑳ アメニティ	
		㉑ リハビリテーション	
6 保健・レクリエーション機能	(19) 療養	㉒ 休養(休息・リフレッシュ)	貨幣評価額の合計 約67兆7,831億円/年
	(20) 保養	㉓ 散策	
		㉔ 森林浴	
		㉕ 行楽	
	(21) レクリエーション	㉖ スポーツ	
		㉗ つり	
7 文化機能	(22) 景観(ランドスケープ)・風致		
	(23) 学習・教育	㉘ 生産・労働体験の場	
		㉙ 自然認識・自然とのふれあいの場	
	(24) 芸術		
	(25) 宗教・祭礼		
	(26) 伝統文化		
	(27) 地域の多様性維持(風土形成)		
8 物質生産機能	(28) 木材	⑳ 燃料材	
		㉑ 建築材	
		㉒ 木製品原料	
		㉓ パルプ原料	
	(29) 食料(きのこ等)		
	(30) 肥料		
	(31) 飼料		
	(32) 薬品その他の工業原料		
	(33) 抽出成分		
	(34) 緑化材料		
	(35) 観賞用植物		
	(36) 工芸材料		

(注) 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月)に基づき、当省が作成した。

図表 1- (3) - ② 森林が失われることによる公益的機能の発揮への影響度



(注) 林野庁が作成した「森林・林業・木材産業の現状と課題」による。

図表 1－(3)－③ 森林の公益的機能を発揮するための森林施業に係る森林法の条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等

第 1 節 市町村等による森林の整備の推進

（市町村森林整備計画）

第 10 条の 5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5 年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10 年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項

二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

五 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

六～十 （略）

（市町村森林整備計画の遵守）

第 10 条の 7 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第 10 条の 8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～十二 （略）

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 第 1 項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第 10 条の 9 市町村の長は、前条第 1 項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の命令があったときは、その命令があった後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかったものとみなす。
- 3 市町村の長は、前条第 1 項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
- 4 市町村の長は、前条第 1 項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
 - 一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(施業の勧告等)

第 10 条の 10 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

2~8 (略)

第 3 章 保安施設

第 1 節 保安林

(指定)

第 25 条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第 3 条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備

三 土砂の崩壊の防備

四 飛砂の防備

五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

- 2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。
- 3 農林水産大臣は、第1項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前2項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 4 (略)

第25条の2 都道府県知事は、前条第1項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

- 2 都道府県知事は、前条第1項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。
- 3 (略)

(指定又は解除の通知)

第33条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨並びに指定をするときにあってはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件(立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。)、解除をするときにあってはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

2~4 (略)

- 5 第1項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。
- 6 前各項の規定は、都道府県知事による保安林の指定又は解除について準用する。この場合において、第1項中「告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、第3項中「通知を受けた」とあるのは「告示をした」と、第4項及び前項中「通知」とあるのは「告示」と読み替えるものとする。

(保安林における制限)

第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一~九 (略)

- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、

開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六 (略)

- 3 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4～10 (略)

(保安林における択伐の届出等)

- 第34条の2 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採(人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第3項において同じ。)をしようとする者は、前条第1項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

2～5 (略)

(保安林における間伐の届出等)

- 第34条の3 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第34条第1項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 (略)

(保安林における植栽の義務)

- 第34条の4 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第38条第1項又は第3項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合(当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。)その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(監督処分)

- 第38条 都道府県知事は、第34条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、第34条第2項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条

第6項の条件に違反して同条第2項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、第34条の2第1項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、森林所有者が第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のことを植栽すべき旨を命ずることができる。

(特定保安林の指定)

第39条の3 農林水産大臣は、全国森林計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林(当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る。) を特定保安林として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の保安林を特定保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができる。
- 3 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、特定保安林の指定の解除について準用する。

(地域森林計画の変更等)

第39条の4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林があるときは、当該地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項

- 2 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、要整備森林の整備のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとする場合であって、第6条第2項の規定により前2項に規定する事項に関し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の1週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその異議の申立てをした者に通知するとともにこれを公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第3項の異議の申立てがあつたときは、これについて同項の意見の

聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、又はこれをたてることができない。

(要整備森林に係る施業の勧告等)

第 39 条の 5 都道府県知事は、森林所有者等が要整備森林について前条第 1 項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

2 都道府県知事は、要整備森林について前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要整備森林の施業の委託を受けようとする者で当該都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要整備森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができる。

(要整備森林における保安施設事業の実施)

第 39 条の 7 都道府県知事が第 39 条の 5 第 2 項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができないときであって、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該勧告に係る要整備森林において第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業（森林の造成事業又は森林の造成に必要な事業に限る。）を行うときは、当該要整備森林の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者（次項において「関係人」という。）は、その実施行為を拒んではならない。

2 都道府県は、その行った前項の行為により損失を受けた関係人に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第 3 章 保安施設

第 2 節 保安施設地区

(指定)

第 41 条 農林水産大臣は、第 25 条第 1 項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、民有林又は国の所有に属さない原野その他の土地について、第 25 条第 1 項第四号から第七号までに掲げる目的を達成するため前項の指定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、第 1 項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

4 第 25 条第 1 項但書及び第 2 項の規定は、第 1 項又は前項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第 25 条第 2 項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。

(指定の有効期間)

第 42 条 前条の保安施設地区の指定の有効期間は、7 年以内において農林水産大臣が定める期間とする。但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、3 年を限りその

有効期間を延長することができる。

(受忍義務)

- 第 45 条 保安施設地区の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者（以下この節において「関係人」という。）は、国又は都道府県が、その保安施設地区において、その指定の有効期間内に行う造林、森林土木事業その他の保安施設事業の実施行為並びにその期間内及びその期間満了後 10 年以内に行う保安施設事業に係る施設の維持管理行為を拒んではならない。
- 2 国又は都道府県は、その行った前項の行為により損失を受けた関係人に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第 7 章 雑則

(立入調査等)

- 第 188 条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。
- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3～6 (略)

(掲示)

- 第 189 条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通知又は命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知又は命令に係る森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知又は命令の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報又は都道府県若しくは市町村の公報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報若しくは都道府県若しくは市町村の公報に掲載した日のいずれか遅い日から 14 日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

第 8 章 罰則

- 第 206 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。
- 一・二 (略)
- 三 第 34 条第 2 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第 38 条第 2 項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）に違反した者
- 第 207 条 次の各号のいずれかに該当する者は、150 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 34 条第 1 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者
- 二 第 34 条第 2 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、又は下草、落葉若しくは落枝を採取する行為をした者

三 第 38 条第 1 項の規定による命令、同条第 2 項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分を除く。）又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定による命令に違反した者

第 208 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条の 8 第 1 項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者
- 二 第 10 条の 9 第 3 項又は第 4 項の規定による命令に違反した者
- 三 第 31 条（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第 34 条の 2 第 1 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
- 五 第 34 条の 3 第 1 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-(3)-ア-① 保安林の種類別の指定目的と面積の内訳

①水源かん養保安林(1号)



石川県加賀市

流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林の機能とともに、洪水、渇水を防止したり、各種用水を確保したりします。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
5,701	3,465	9,167	75.5

②土砂流出防備保安林(2号)



徳島県三好市

下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
1,078	1,499	2,578	21.2

③土砂崩壊防備保安林(3号)



北海道増毛町

崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
20	40	59	0.5

④飛砂防備保安林(4号)



秋田県由利本荘市

海岸の砂地を森林で被覆することにより飛砂の発生を防止し、飛砂が海岸から内陸に進入するのを遮断防止することにより、内陸部における土地の高度利用、住民の生活環境の保護をはかります。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
4	12	16	0.1

⑤防風保安林(5号)



長野県南牧村

林冠をもって障壁を形成して風に抵抗してそのエネルギーを減殺し、これを防止攪乱することにより風速を緩和して風害を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
23	33	56	0.5

⑥水害防備保安林(5号)



京都府福知山市

河川の洪水時における氾濫にあたって、主として樹幹による水制作用及びろ過作用並びに樹根による侵食防止作用によって水害の防止軽減をはかります。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
0	1	1	0.0

⑦潮害防備保安林(5号)



沖縄県石垣市

津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺するほか、空気中の海水塩分を捕捉して被害を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
5	8	14	0.1

⑧干害防備保安林(5号)



福井県池田町

洪水、渇水を防止し、又は各種用水を確保する森林の水源涵養機能により、局所的な用水源を保護します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
50	76	125	1.0

⑨防雪保安林(5号)



北海道稚内市

飛砂防備や防風保安林と同様の機能によって吹雪（気象用語では「飛雪」といいます。）を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
0	0	0	0.0

⑩防霧保安林(5号)



北海道厚岸町

森林によって空気の乱流を発生させて霧の移動を阻止したり、霧粒を捕捉したりすることで霧の害を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
9	53	62	0.5

⑪なだれ防止保安林(6号)



新潟県魚沼市

森林によって雪庇の発生や雪が滑り出すのを防いだり、雪の滑りの勢いを弱めたり、方向を変えたりする等により雪崩を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
5	14	19	0.2

⑫落石防止保安林(6号)



岐阜県白川町

林木の根系によって岩石を緊結固定して崩壊、転落を防止したり、転落する石塊を山腹で阻止したりすることで、落石による危険を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
0	2	2	0.0

⑬防火保安林(7号)



兵庫県赤穂市

耐火樹又は防火樹からなる防火樹帯により火炎に対して障壁を作り、火災の延焼を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
0	0	0	0.0

⑭魚つき保安林(8号)



愛媛県愛南町

水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助けます。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
8	52	60	0.5

⑮航行目標保安林(9号)



長崎県対馬市

海岸又は湖岸の付近にある森林で地理的目標に好適なものを、主として付近を航行する漁船等の目標となって航行の安全をはかります。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
1	0	1	0.0

⑩保健保安林(10号)



群馬県みなかみ町

森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
357	344	701	5.8

⑪風致保安林(11号)



山口県岩国市

名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合に、これを保存します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
13	15	28	0.2

(単位:万ha)

全森林面積 A	2,508
全国有林面積	767
全民有林面積	1,741

(単位:%)

全森林面積に占める保安林の割合(B/A)	48.4
----------------------	------

<全保安林の合計(延べ面積)>

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計
7,274	5,615	12,890

(注) 同一箇所でも2種類以上の保安林に指定されている場合あり

<全保安林の合計(実面積)>

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計 B	比率(%)
6,919	5,224	12,143	100.0

(注) 2種類以上の保安林に指定されている場合の重複を排除したもの

- (注)1 林野庁が公表している資料に基づき、当省が作成した。
 2 各保安林の面積は、平成27年3月末現在の数値であるが、全森林面積、全国有林面積及び全民有林面積については、24年4月末現在の数値である。
 3 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳は一致しない場合がある。
 4 保安林の名称の後にカッコ書きしている号数は、森林法第25条第1項各号において示された保安林の号数である。
 5 「比率(%)」は、全保安林の合計(実面積)に占める割合を示す。

図表 1－(3)－ア－② 保安林の伐採規制に係る森林法施行令及び森林法施行規則の条文

○ 森林法施行令（昭和 26 年法律第 276 号）（抜粋）

（指定施業要件を定める場合の基準）

第 4 条 法第 33 条第 5 項（同条第 6 項（法第 33 条の 3 において準用する場合を含む。）並びに法第 33 条の 3 及び第 44 条において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、別表第 2 のとおりとする。

（伐採の許可）

第 4 条の 2 択伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、その伐採を開始する日の 30 日前までに、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

- 一 伐採箇所の所在
- 二 伐採樹種
- 三 伐採材積
- 四 伐採の方法
- 五 伐採の期間
- 六 その他農林水産省令で定める事項

2 皆伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、当該保安林又は保安施設地区内の森林につき次項の規定による公表のあつた日から 30 日以内に、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

- 一 伐採箇所の所在
- 二 伐採樹種
- 三 伐採面積
- 四 伐採の方法
- 五 伐採の期間
- 六 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、伐採年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、その前伐採年度の 2 月 1 日並びに当該伐採年度の 6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日（これらの日が日曜日に当たるときはその翌日、これらの日が土曜日に当たるときはその翌々日）に、保安林及び保安施設地区内の森林の当該伐採年度における皆伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可をすべき皆伐面積の限度を公表しなければならない。

4 前項の規定により公表する皆伐面積の限度は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林若しくはその集団又は保安施設地区若しくはその集団の森林（以下「同一の単位とされる保安林等」という。）ごとに、2 月 1 日又はその翌日若しくは翌々日に公表すべきものにあつては、当該同一の単位とされる保安林等の当該年の 4 月 1 日に始まる伐採年度に係る指定施業要件に定める皆伐面積の限度（別表第 2 の第二号（一）イの基準に準拠して定められる皆伐面積の限度をいうものとする。以下この項において同じ。）たる面積とし、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日又はこれらの日の翌日若しくは翌々日に公表すべきものにあつては、その 2 月 1 日又はその翌日若しくは翌々日に公表した面積（当該年の 2 月 1 日から 11 月 30 日までに新たに指定された保安林又は保安施設地区内の森林については当該伐採年度に係る指定施業要件に定める皆伐面積の限度、その期間内に指定

施業要件に定める皆伐面積の限度に変更があつた保安林又は保安施設地区内の森林については当該公表をすべき日の前日において効力を有する当該伐採年度に係る指定施業要件に定める皆伐面積の限度) から、当該公表をすべき日の前日までに皆伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項 (法第 44 条において準用する場合を含む。) の許可をした面積がある場合にはその面積を差し引いて得た面積 (以下この項において「残存許容限度」という。) とする。この場合において残存許容限度が存しない保安林又は保安施設地区内の森林については、前項の規定にかかわらず、当該期日に係る同項の規定による公表は、しないものとする。

5 (略)

(伐採面積等を縮減して許可する場合の基準)

第 4 条の 3 法第 34 条第 4 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 同一の単位とされる保安林等の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が 2 以上ある場合には、おおむね、次により、その申請に係る伐採の面積を当該同一の単位とされる保安林等につき前条第 3 項の規定により公表された皆伐面積の限度まで縮減する。
 - イ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度 (当該森林につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第 34 条第 1 項の許可がされている場合には、その許可された面積をその年伐面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。以下この号において同じ。) を超えないものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、縮減しない。
 - ロ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度を超えるものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、当該森林の年伐面積の限度 (当該森林に係る伐採の申請が二以上あるときは、その申請面積に応じて当該年伐面積の限度たる面積をあん分して得た面積) まで縮減する。
 - ハ ロの場合において、当該同一の単位とされる保安林等につき、ロの規定によつて伐採が認められる面積の合計にイの規定による伐採が認められる申請がある場合にはその申請面積の合計を加えた総計の面積が前条第 3 項の規定により公表された皆伐面積の限度に達しないときは、ロの規定にかかわらず、その達するまでの部分の面積をロの規定によつて縮減される伐採の申請のその縮減部分の面積に応じてあん分した面積 (当該申請が一であるときは、その達するまでの部分の面積の全部) を当該申請につきロの規定によつて伐採が認められる面積に加えて得た面積まで縮減する。
- 二 保安機能の維持又は強化を図る必要があるためその指定施業要件として別表第 2 の第二号(一)ロの基準に準拠して一箇所当たりの面積の限度が定められている森林の一の箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が 2 以上ある場合には、当該箇所に係る当該一箇所当たりの面積の限度たる面積 (当該箇所につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第 34 条第 1 項の許可がされている場合には、その許可された面積をその一箇所当たりの面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。次

号において同じ。)を当該申請面積に応じてあん分して得た面積まで縮減する。

三 同一の単位とされる保安林等の立木又は前号の森林の一の箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が一である場合には、それぞれ、当該同一の単位とされる保安林等につき前条第3項の規定により公表された皆伐面積の限度又は当該箇所に係る一箇所当たりの面積の限度たる面積まで縮減する。

四 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区の森林でその指定施業要件として別表第2の第二号(一)ハの基準に準拠して皆伐後の残存部分に関する定めが定められているものの立木につき皆伐による伐採をしようとする申請については、その申請の内容を勘案して公正妥当な方法により当該残存部分に関する定めに適合するまで縮減する。

五 択伐による伐採をしようとする申請については、当該森林に係る指定施業要件として別表第2の第二号(一)ニの基準に準拠して定められている材積の限度まで縮減する。

2 前項第一号の年伐面積の限度は、農林水産省令で定めるところにより算出するものとする。

別表第2 (第4条—第4条の3関係)

事項	基準
一 伐採の方法	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
二 伐採の限度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図</p>

	<p>必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅 20 メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>イ 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号</p> <p>ロ イの樹冠疎密度が 10 分の 8 を下つたとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね五年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
<p>三 植栽</p>	<p>(一) 方法に係るもの</p> <p>満 1 年以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

注 第三号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（樹冠疎密度）

第 53 条 令別表第 2 の第一号(二)イの樹冠疎密度は、おおむね 20 メートル平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出するものとする。

（伐採の限度を算出する基礎となる樹種の伐期齢）

第 54 条 令別表第 2 の第二号(一)イの規定による伐期齢は、標準伐期齢を下らない範囲内において、当該保安林又は保安施設地区の指定の目的、当該森林の立木の生育状況等を勘案して定めるものとする。

(皆伐することができる一箇所当たりの面積)

第 55 条 令別表第 2 の第二号(一)ロの規定による面積の指定は、20 ヘクタールを超えない範囲内において、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案してするものとする。

(択伐率)

第 56 条 令別表第 2 の第二号(一)ニの択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。

2 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての令別表第 2 の第二号(一)ニの択伐率は、前項の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率又は付録第 7 の算式により算出された率のいずれか小さい率とする。ただし、その率が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。

3 保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての令別表第 2 の第二号(一)ニの択伐率は、前二項の規定にかかわらず、10 分の 3 (伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については、10 分の 4) に当該森林につき指定施業要件を定める者が当該森林の立木の材積その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じて算出するものとする。ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、その算出された率が付録第 7 の算式により算出された率を超えるとときは、当該算式により算出された率とする。

(植栽本数)

第 57 条 令別表第 2 の第三号(一)の植栽本数は、保安林又は保安施設地区内の森林において植栽する樹種ごとに、付録第 8 の算式により算出された本数とする。ただし、その算出された本数が 3,000 本を超えるとときは、3,000 本とする。

2 択伐による伐採をすることができる森林についての令別表第 2 の第三号(一)の植栽本数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られた率を乗じて得た本数とする。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1－(3)－ア－③ 要整備森林に係る勧告までの実施手順を定めた通知

○ 要整備森林に係る施業の勧告等の実施について（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 林整計第 353 号林野庁長官通知。最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林政企第 120 号）（抜粋）

1 要整備森林に係る施業の指導

(1) 地域森林計画を樹立又は変更したときの指導

都道府県知事は、地域森林計画を樹立又は変更したときは、要整備森林の所在及び面積並びに実施すべき施業の方法及び時期について、林業改良指導員の指導活動のほか、森林所有者等に対する別記様式第 1 号による通知により周知を図るものとする。

(2) 地域森林計画の計画期間中における指導

地域森林計画の計画期間中は、林業改良指導員が林業に関する技術及び知識について普及を行う機会等を利用して、実施すべき時期までに要整備森林の適切な施業が行われるよう指導するものとする。

2 要整備森林に係る施業の勧告

(1) 勧告に際して留意すべき事項

勧告を行うときは、あらかじめ、勧告すべき事項について十分な検討を行い、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(2) 施業の勧告

要整備森林に係る施業の勧告は、地域森林計画で定めた施業の方法に関する事項に従って地域森林計画に定める時期までに施業が実施されていない場合又は実施される見込みがない場合で、地域森林計画で定めた施業の方法及び時期に関する事項に従って施業を行わせる必要のある場合に行うものとする。

なお、この勧告は、別記様式第 2 号により当該要整備森林について定められている造林、保育、伐採その他の施業の区分ごとに実施期限を定めて行うものとし、その実施期限は、施業の時期、準備期間等を考慮して、概ね 6 か月から 1 年の範囲内で定めるものとする。

別記様式第1号

要整備森林通知書

番号
年月日

殿
(要整備森林の森林所有者等の
氏名又は名称及び住所)

都道府県知事 印

地域森林計画の相立(変更)に伴い、費額の保有する森林について、下記のとおり森林法(昭和26年法律第249号)第39条の4第1項第1号の要整備森林として定められたので通知する。

記

- 1 地域森林計画で定めた要整備森林の所在及び面積
- 2 地域森林計画で定めた実施すべき施業の方法及び時期
- 3 伐採が終了した日を含む伐採年度翌伐採年度の初日から起算して2年以内に造林を完了すべき旨その他必要な事項
(指定施業要件として備載の義務は定められていないが、地域森林計画において実施すべき施業が伐採及び造林につき一体として定められている場合のみ記載)

【注意事項】

- (1) この通知書に従って施業を実施したときは、遅滞なくその旨を書面により報告すること。
- (2) この通知書に定められた期日までにこの通知書に従った施業を実施しなかったときは、その理由等を書面により報告すること。

別記様式第2号

勧告書

番号
年月日

殿
(被勧告者の氏名又は
名称及び住所)

都道府県知事 印

森林法(昭和26年法律第249号)第39条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

記

- 1 勧告に係る森林の所在場所及び面積
- 2 勧告の内容(地域森林計画で定めた実施すべき施業の方法及び勧告に際し定める実施期限)
- 3 勧告の理由
- 4 その他必要な事項

【注意事項】

- (1) この通知書に従って施業を実施したときは、遅滞なくその旨を書面により報告すること。
- (2) この勧告書に定められた期日までにこの勧告書に従った施業を実施しなかったときは、その理由等を書面により報告すること。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-(3)-ア-④-i 間伐等が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定しているものの、その後の対応は森林組合に任せ、県が主体的に関与していなかったことから、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行っていない例

道府県名	三重県		森林計画区名		南伊勢								
	特定保安林	要整備森林	指定年月	面積 (ha)	市町村名	公・私有 林別	選定年月	面積 (ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無
事例の概要	保安林の種類												
	番号												
	1	水源かん養	H18.5	136.13	松阪市	私有林	H19.2	10.29	間伐	無	無	無	無
	2	水源かん養	H18.5	298.99	松阪市	私有林	H19.2	27.04	間伐	無	無	無	無
	3	水源かん養	H18.5	294.3	松阪市	私有林	H19.2	4.67	間伐	無	無	無	無
	4	土砂流出防備	H19.6	14.77	松阪市	私有林	H21.4	5.41	間伐	無	無	無	無
	5	土砂流出防備	H19.6	7.26	松阪市	私有林	H21.4	4.96	間伐	無	無	無	無
	6	土砂流出防備	H19.6	8.18	松阪市	私有林	H21.4	1.54	間伐	無	無	無	無
	7	土砂流出防備	H19.6	4.39	松阪市	私有林	H21.4	1.08	間伐	無	無	無	無
	8	土砂流出防備	H19.6	41.18	松阪市	私有林	H21.4	6.09	間伐	無	無	無	無
	9	水源かん養	H18.5	52.02	南伊勢町	私有林	H19.2	16.51	間伐	無	無	無	無
	10	水源かん養	H18.5	25.28	南伊勢町	私有林	H19.2	10.87	間伐	無	無	無	無
11	土砂流出防備	H18.5	9.77	南伊勢町	私有林	H19.2	3.31	間伐	無	無	無	無	
12	土砂流出防備	H18.5	38.18	南伊勢町	私有林	H19.2	34.48	間伐	無	無	無	無	
計	—	—	930.45	—	—	—	126.25	—	—	—	—	—	

三重県では、今回調査対象とした松阪市を含む南伊勢森林計画区において、要整備森林を平成18年度から21年度にかけて、順次選定しており、平成27年12月現在で、次のとおり、126.25haの要整備森林が現存している。

同県では、地元の森林組合を通じて、要整備森林の適切な整備の周知に努めているが、同県は、森林組合に対し、要整備森林の選定時に森林所有者等に対し口頭での周知を依頼する程度で、文書により必要な森林施業の実施を促す取組は実施していない。

当省において、今回調査対象とした南伊勢森林計画区における松阪市の要整備森林(61.08ha)を担当する松阪市南森林組合に対し、森林所有者等への森林施業の指導状況を確認したところ、三重県からは、要整備森林を積極的に解消させたい旨の連絡はないと認識しており、要整備森林の解消を意識した取組は特段行っていないとしている。

このようにことから、南伊勢森林計画区において、要整備森林が解消した実績は、松阪市に所在していた4.69ha(平成21年度から25年度までの5年間で解消)にとどまっており、現存している要整備森林(126.25ha)は、いずれも当初の選定から、6年から8年以上を経過しているにもかかわらず、要整備状態が解消されていない状況がみられる。

要整備森林の森林所有者等に対し、文書などにより県が主体的に、必要な森林施業を促してこなかったことについて、三重県では、森林所有者等任何の連絡もせず、いきなり文書により施業の通知を送ると、無用な混乱を与えかねないため、これまででは、現場の実情をよく知る森林組合等にその対応を任せていたところがあり、解消の目処が立っていないものがあるが、今回の調査結果を踏まえ、今後は、担当者会議で管内の県農林事務所担当者に対し、改めて要整備森林の選定状況及び解消に向けた取組の必要性の周知を図るとともに、県農林事務所担当者を地元の森林組合に派遣し、森林組合と連携して、森林所有者等に対する森林施業の実施を積極的に働きかけていきたいとしている。

道府県名	岡山県	森林計画区名	吉井川	森林計画区名	旭川																																																																																																																																											
事例の概要	<p>岡山県では、今回調査対象とした津山市を含む吉井川森林計画区において、335.86haの要整備森林を選定し、真庭市を含む旭川森林計画区において、105.59haを選定している。このうち、今回調査対象とした津山市における要整備森林は、111.37ha、真庭市における要整備森林は、62.14haとなっている(いずれも平成27年12月末現在)。</p> <p>同県では、平成16年度から20年度にかけて、森林組合等の協力を得ながら現地調査を行い、林道や作業路網等の整備状況や森林所有者等の施業意欲も勘案し、要整備森林の選定を行い、県担当者間で情報共有を図るとともにその解消に努めていたが、森林所有者等に対し文書により必要な森林施業の実施を促す取組は実施していない。</p> <p>当省において、今回調査対象とした吉井川森林計画区における津山市の要整備森林については津山市森林組合に、旭川森林計画区における真庭市の要整備森林については真庭森林組合に対し、森林所有者等への森林施業の指導状況を確認したところ、両組合ともに県が選定した要整備森林の具体の所在を把握しておらず、森林所有者等に対し、要整備森林として選定された旨の連絡は特に行っていないとしている。</p> <p>県は、要整備森林制度が開始された当初の2～3年は、定期的に森林施業の実施状況を確認し、施業が実施されていれば、要整備森林の解除を行っているが、ここ最近(3～4年)は、他の業務に忙殺されて、その確認作業すら行うことができておらず、現存している要整備森林(吉井川森林計画区<津山市>:111.37ha、旭川森林計画区<真庭市>:62.14ha)の要整備状態を解消することができていないとしている。</p>																																																																																																																																															
	<p align="center">※津山市分のみ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">森林計画区名</th> <th colspan="2">吉井川</th> <th colspan="4">要整備森林</th> <th colspan="2">施業の通知の有無</th> <th colspan="2">施業の勧告の有無</th> </tr> <tr> <th>保安林の種類</th> <th>指定年月</th> <th>面積(ha)</th> <th>市町村名</th> <th>公・私有林別</th> <th>選定年月</th> <th>面積(ha)</th> <th>施業種類</th> <th>有無</th> <th>有無</th> <th>有無</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水源かん養</td> <td>H19.11</td> <td>1.74</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>1.74</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水源かん養</td> <td>H19.11</td> <td>1.43</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>1.43</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>水源かん養</td> <td>H19.11</td> <td>8.3</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>8.3</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水源かん養</td> <td>H19.11</td> <td>3.28</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>3.28</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>水源かん養</td> <td>H20.10</td> <td>43.67</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>43.67</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>水源かん養</td> <td>H20.10</td> <td>24.67</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>24.67</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>水源かん養</td> <td>H20.10</td> <td>10.98</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>10.98</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>水源かん養</td> <td>H21.11</td> <td>17.3</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>17.3</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>111.37</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>111.37</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					森林計画区名	吉井川		要整備森林				施業の通知の有無		施業の勧告の有無		保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無	1	水源かん養	H19.11	1.74	津山市	私有林	H25.4	1.74	植栽	無	無	無	無	2	水源かん養	H19.11	1.43	津山市	私有林	H25.4	1.43	植栽	無	無	無	無	3	水源かん養	H19.11	8.3	津山市	私有林	H25.4	8.3	植栽	無	無	無	無	4	水源かん養	H19.11	3.28	津山市	私有林	H25.4	3.28	植栽	無	無	無	無	5	水源かん養	H20.10	43.67	津山市	私有林	H25.4	43.67	間伐	無	無	無	無	6	水源かん養	H20.10	24.67	津山市	私有林	H25.4	24.67	間伐	無	無	無	無	7	水源かん養	H20.10	10.98	津山市	私有林	H25.4	10.98	間伐	無	無	無	無	8	水源かん養	H21.11	17.3	津山市	私有林	H25.4	17.3	間伐	無	無	無	無	計	—	—	111.37	—	—	—	111.37	—	—	—	—
森林計画区名	吉井川		要整備森林				施業の通知の有無		施業の勧告の有無																																																																																																																																							
	保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無																																																																																																																																				
1	水源かん養	H19.11	1.74	津山市	私有林	H25.4	1.74	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
2	水源かん養	H19.11	1.43	津山市	私有林	H25.4	1.43	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
3	水源かん養	H19.11	8.3	津山市	私有林	H25.4	8.3	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
4	水源かん養	H19.11	3.28	津山市	私有林	H25.4	3.28	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
5	水源かん養	H20.10	43.67	津山市	私有林	H25.4	43.67	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
6	水源かん養	H20.10	24.67	津山市	私有林	H25.4	24.67	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
7	水源かん養	H20.10	10.98	津山市	私有林	H25.4	10.98	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
8	水源かん養	H21.11	17.3	津山市	私有林	H25.4	17.3	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
計	—	—	111.37	—	—	—	111.37	—	—	—	—	—																																																																																																																																				
<p align="center">※真庭市分のみ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">森林計画区名</th> <th colspan="2">旭川</th> <th colspan="4">要整備森林</th> <th colspan="2">施業の通知の有無</th> <th colspan="2">施業の勧告の有無</th> </tr> <tr> <th>保安林の種類</th> <th>指定年月</th> <th>面積(ha)</th> <th>市町村名</th> <th>公・私有林別</th> <th>選定年月</th> <th>面積(ha)</th> <th>施業種類</th> <th>有無</th> <th>有無</th> <th>有無</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水源かん養</td> <td>H16.8</td> <td>23.22</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>23.22</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.34</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.34</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.53</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.53</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.51</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.51</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.75</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.75</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.5</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.5</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>					森林計画区名	旭川		要整備森林				施業の通知の有無		施業の勧告の有無		保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無	1	水源かん養	H16.8	23.22	真庭市	私有林	H26.4	23.22	間伐	無	無	無	無	2	水源かん養	H17.9	0.34	真庭市	私有林	H26.4	0.34	間伐	無	無	無	無	3	水源かん養	H17.9	0.53	真庭市	私有林	H26.4	0.53	植栽	無	無	無	無	4	水源かん養	H17.9	0.51	真庭市	私有林	H26.4	0.51	植栽	無	無	無	無	5	水源かん養	H17.9	0.75	真庭市	私有林	H26.4	0.75	植栽	無	無	無	無	6	水源かん養	H17.9	0.5	真庭市	私有林	H26.4	0.5	植栽	無	無	無	無																																							
森林計画区名	旭川		要整備森林				施業の通知の有無		施業の勧告の有無																																																																																																																																							
	保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無																																																																																																																																				
1	水源かん養	H16.8	23.22	真庭市	私有林	H26.4	23.22	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
2	水源かん養	H17.9	0.34	真庭市	私有林	H26.4	0.34	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
3	水源かん養	H17.9	0.53	真庭市	私有林	H26.4	0.53	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
4	水源かん養	H17.9	0.51	真庭市	私有林	H26.4	0.51	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
5	水源かん養	H17.9	0.75	真庭市	私有林	H26.4	0.75	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
6	水源かん養	H17.9	0.5	真庭市	私有林	H26.4	0.5	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				

道府県名	岡山県	森林計画区名	吉井川	森林計画区名	旭川								
事例の概要	※真庭市のみ(続き)												
	森林計画区名		旭川										
	番号	特定保安林	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有 林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	施業の有無 有の場 合、実 年月	施業の通知の有無 有の場 合、実 年月	施業の有無 有の場 合、実 年月	
	7	水源かん養	H17.9	0.39	真庭市	私有林	H26.4	0.39	植栽	無	無	無	
	8	水源かん養	H17.9	1.5	真庭市	私有林	H26.4	1.5	植栽	無	無	無	
	9	水源かん養	H17.9	0.93	真庭市	私有林	H26.4	0.93	植栽	無	無	無	
	10	水源かん養	H17.9	2.16	真庭市	私有林	H26.4	2.16	植栽	無	無	無	
	11	水源かん養	H17.9	2.31	真庭市	私有林	H26.4	2.31	植栽	無	無	無	
	12	水源かん養	H20.10	2	真庭市	私有林	H26.4	2	植栽	無	無	無	
	13	水源かん養	H21.11	16	真庭市	私有林	H26.4	16	間伐	無	無	無	
	14	水源かん養	H21.11	11	真庭市	私有林	H26.4	11	間伐	無	無	無	
	計	—	—	62.14	—	—	—	62.14	—	—	—	—	
	<p>要整備森林の森林所有者等に対し、文書などにより県が主体的に、必要な森林施業を促してこなかったことについて、岡山県では、森林所有者等に 対して通知を発出し、施業の実施を求めた場合、所有者に対して厳しい印象を与えてしまい、トラブルになる可能性があるため、これまで県としての通知 を行ってこなかったが、今後は、まずは現状を把握するため、補助金の申請書類や伐採届を基に、要整備森林の施業状況について確認を行い、施業 が行われていない森林については、森林組合と協力しながら、森林所有者等に対して、補助制度を紹介するなどの方法により、施業の実施を働きかけた としている。</p> <p>なお、岡山県によると、平成28年9月30日現在で、県内の要整備森林634haのうち、126haを解消したとして、上記の津山市及び真庭市に所在す る要整備森林は、現存したままとなっている。</p>												

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「要整備森林」の「選定年月」は、森林法第39条の4第1項の規定に基づき、地域森林計画を変更した年月である。

3 「施業の通知」とは、都道府県知事が要整備森林を選定した場合に「要整備森林に係る施業の勧告等の実施について」(平成16年4月1日付け15林整計第353号)に基づき、行うこととされている森林所有者等への施業の通知のことを指し、「施業の勧告」とは、森林法第39条の5第1項の規定に基づく森林所有者等への勧告のことを指す。

図表 1ー(3)ーア④ーii 間伐が十分に実施されていない土砂流出防備保安林を要整備森林として選定しているもの、選定後に森林所有者等の所在が不明であることが判明し、その後も必要な措置を講ずることができていないことから、必要な森林施業の通知を10年以上行っていない例

道府県名	森林計画区分名		要整備森林										
	長野県	中部山岳	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有 林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	施業の有無	有の場 合、実施 年月	施業の有無	有の場 合、実施 年月
事例の概要	<p>長野県では、今回調査対象とした筑北村を含む中部山岳森林計画区において、次のとおり、10.37ha(平成27年12月末現在)の要整備森林を選定している(ただし、筑北村には要整備森林はない。)</p> <p>同県では、現地調査により間伐が適切に行われていない状況が確認できたとして、平成17年5月に、中部山岳森林計画区における池田町及び大町市内に所在する土砂流出防備保安林について、要整備森林の選定を行い、同年6月には、当該森林の所有者等に対し、必要な森林施業の通知を行っている。</p> <p>しかし、同県が要整備森林の所有者(登記簿上の名義人2人)に必要な森林施業の通知を行ったところ、いずれも宛先不明として返送されており、実際の森林所有者等には、必要な森林施業の通知が行うことができていない。県では、その後も、関係の市町村に森林所有者等の所在の照会を行うとともに、現地周辺の聞き取り調査を行うなどして、森林所有者等を特定しようとして試みているが、その所在はつかぬまま、約10年が経過し、現在(平成27年12月末現在)に至っている。</p>												
	1	土砂流出防備	H17.5	77.3	池田町	私有林	H17.5	6.27	間伐	有	H17.6	無	—
	2	土砂流出防備	H17.5	10.76	大町市	私有林	H17.5	4.1	間伐	有	H17.6	無	—
計	—	—	88.06	—	—	—	10.37	—	—	—	—	—	

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「要整備森林」の「選定年月」は、森林法第39条の4第1項の規定に基づき、地域森林計画を変更した年月である。
 3 「施業の通知」とは、都道府県知事が要整備森林を選定した場合に「要整備森林に係る施業の勧告等の実施について」(平成16年4月1日付け15林整計第353号)に基づき、行うこととされている森林所有者等への施業の通知のことを指し、「施業の勧告」とは、森林法第39条の5第1項の規定に基づく森林所有者等への勧告のことを指す。

図表1-(3)-ア-④-iii 間伐が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定し、森林所有者等に必要なる森林施業の通知を行っているが、通知後少なくとも6年以上が経過し、要整備状態が依然として解消されていず、森林所有者等に対し、実施期限を定めた施業の勧告を行っていない例

道府県名	高知県	森林計画区分名	嶺北仁淀	森林計画区分名	四万十川							
事例の概要	高知県は、今回調査対象とした土佐町(嶺北仁淀森林計画区)及び四万十町(四万十川森林計画区)において、平成18年から20年にかけて要整備森林を選定している。土佐町内の要整備森林は9か所、計31.83haとなっており、四万十町の要整備森林は6か所、計21.59haとなっている(いずれも平成27年12月末現在)。同県では、要整備森林の森林所有者等に対し、選定後少なくとも3か月以内には、間伐の実施を促す通知を文書で行っているものの、平成27年12月末現在で、施業が完了した森林は、土佐町では要整備森林9か所(31.83ha)のうち、1か所(5.00ha、15.7%)、四万十町では要整備森林の6か所(21.59ha)のうち、3か所(8.67ha、40.2%)にとどまっており、次表のとおり、当該通知を行った後も施業が完了していない森林が、土佐町で8か所(26.83ha)、四万十町で3か所(12.92ha)現存しているにもかかわらず、実施期限を定めた森林施業の勧告を行っていない。											
	要整備森林の森林所有者等に対し、実施期限を定めた施業の勧告を行っていないことについて、同県では、要整備森林の選定時には、間伐の実施の意向を確認できていたものと考えているが、その後の状況の変化により、経済的な理由から間伐を実施できていないものも多く、中には、間伐を行う旨の意向を示しているものもあったため、勧告を行うまでには至らなかつたとしている。											
	※土佐町分のみ											
	森林計画区分名	嶺北仁淀										
	特定保安林	要整備森林										
	保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	施業の通知の有無 有の場 合、実施 年月	施業の勧告の有無 有の場 合、実施 年月	施業の完了の有無 有の場 合、実施 年月	
	1	水源かん養	H18.9		公有林	H18.12	3.72	間伐	有	H19.2	無	無
	2	水源かん養	H18.9	183.3	私有林	H18.12	1.00	間伐	有	H19.2	無	無
	3	水源かん養	H18.9		私有林	H18.12	0.71	間伐	有	H19.2	無	無
	4	水源かん養	H18.9		私有林	H18.12	14.13	間伐	有	H19.2	無	無
5	水源かん養	H20.11		私有林	H20.12	3.71	間伐	有	H21.2	無	無	
6	水源かん養	H20.11	213.03	私有林	H20.12	0.53	間伐	有	H21.2	無	無	
7	水源かん養	H20.11		私有林	H20.12	2.59	間伐	有	H21.2	無	無	
8	水源かん養	H20.11		私有林	H20.12	0.44	間伐	有	H21.2	無	無	
計			396.33									
※四万十町分のみ												
森林計画区分名	四万十川											
特定保安林	要整備森林											
保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	施業の通知の有無 有の場 合、実施 年月	施業の勧告の有無 有の場 合、実施 年月	施業の完了の有無 有の場 合、実施 年月		
1	土砂流出	H18.10	263.41	私有林	H18.12	9.63	間伐	有	H19.4	無	無	
2	土砂流出	H18.10		私有林	H18.12	3.21	間伐	有	H19.4	無	無	
3	水源かん養	H20.11	364.19	私有林	H20.12	0.08	間伐	有	H21.2	無	無	
計			627.60									

一方、土佐町の要整備森林の施業が完了していない箇所の中には町有林(1か所)が含まれていたため、当省が土佐町の担当者に、当該要整備森林の現況を確認したところ、当省の調査(平成28年1月)を契機として、県の担当者から連絡があり、町有林のうち一部が要整備森林に選定されていたこと、同町と同様の状況であった。

高知県では、要整備森林において施業が完了した場合は、森林所有者等から「要整備森林施業終了届」が提出された後、県林業事務所が現地確認を行い、施業の完了を確認しているとしており、施業が完了していない(終了届が提出されない)ものについては、県林業事務所が、年1回程度、森林組合を通じて、森林所有者等に対し施業の働きかけを行うよう依頼しているが、①要整備森林に選定され、施業の通知を行ってからの長期間にわたって、施業が実施されていない場合、特段の理由が認められない限りは、施業の勧告を行うこと、②林野庁が示した「要整備森林に係る勧告までの実施手順を定めた通知」においても、施業の通知後にも施業が実施されていない場合、特段の理由が認められない限りは、施業の勧告を行うこと、③土佐町や同町から町有林の施業を委託されている土佐町森林組合において、町有林が要整備森林に選定されている事実を十分に認識していただいていたことなどを踏まえ、要整備森林の森林所有者等に対し、改めて施業の実施時期を適時適確に促すとともに、今後も長期間にわたって施業が完了しない状態が継続するような場合には、施業の勧告を行い、要整備森林の解消に向けた取組を一層推進するよう働きかける必要があると考えられる。

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「要整備森林」の「選定年月」は、森林法第39条の4第1項の規定に基づき、地域森林計画を変更した年月である。
 3 「施業の通知」とは、都道府県知事が要整備森林を選定した場合に「要整備森林に係る施業の勧告等の実施について」(平成16年4月1日付15林整計第353号)に基づき、行われるとされている森林所有者等への施業の通知のことを指し、「施業の勧告」とは、森林法第39条の5第1項の規定に基づく森林所有者等への勧告のことを指す。

図表 1－(3)－イ－① 市町村森林整備計画の運用に関する通知

○ 市町村森林整備計画制度等の運用について（平成 3 年 7 月 25 日付け 3 林野計第 305 号 林野庁長官通知。最終改正：平成 27 年 3 月 31 日付け 26 林整計第 883 号）（抜粋）

第 1 市町村森林整備計画制度

1 市町村森林整備計画の計画事項等について

(1)・(2) (略)

(3) 法第 10 条の 5 第 2 項第 3 号の「造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項」においては、人工造林及び天然更新に関する事項のほか、その他造林に関する事項として、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準その他必要な事項を定めるものとする。

人工造林に関する事項は、人工造林の対象樹種、人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数等人工造林の標準的な方法並びに伐採跡地の人工造林をすべき期間について定めるものとする。

天然更新に関する事項は、天然更新の対象樹種、天然更新の対象樹種の期待成立本数、天然更新補助作業の標準的な方法（伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を含む。）等天然更新の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新をすべき期間について定めるものとし、天然更新は、天然更新の対象樹種がその期待成立本数に 10 分の 3 を乗じて得た本数以上成立すると見込まれる状態となることにより完了する旨を定めるものとする。

なお、天然更新の対象樹種については、後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限るとともに、対象樹種のうちぼう芽（根株における発芽をいう。）による更新が可能なものを区分して定めるものとする。

(4) (略)

(5) 法第 10 条の 5 第 2 項第 5 号の「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」においては、公益的機能別施業森林区域（法第 5 条第 2 項第 4 号の 3 に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。以下同じ。）及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法を、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林の別に定めるとともに、その他必要な事項を定めるものとする。

水源涵養機能維持増進森林においては、伐期の間隔の拡大を図る森林施業を推進する旨を定めるものとする。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養

機能維持増進森林以外の森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業、それ以外の森林については複層林施業を

推進する旨を定めるものとする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる森林は、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、当該森林を長伐期施業を推進すべき森林の区域として定めるものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等の保持が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進すべきものについては、その旨を定めるものとする。

このほか、公益的機能別施業森林の整備に関する事項とあわせて、必要に応じて、法第10条の5第3項第4号の「その他森林の整備のために必要な事項」として、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を定めるものとする。

(6)～(12) (略)

2 市町村森林整備計画の樹立及び変更について

(1) 市町村森林整備計画の樹立は、別記様式により市町村森林整備計画書を作成してするものとする。

(2)～(5) (略)

3～8 (略)

第2 市町村森林整備計画に係る施業の指導及び勧告

1 市町村森林整備計画に係る森林の施業及び保護の指導

市町村の長は、森林所有者等が市町村森林整備計画を遵守して森林の施業及び保護を実施するよう次により指導を行うものとする。

(1) 市町村の長は、市町村森林整備計画を樹立又は変更したときは、その計画内容について説明会等の開催又は広報活動等による指導に努めるものとする。

特に、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林のほか、森林法施行規則第39条第2項に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準が適用される水源涵養機能維持増進森林以外の公益的機能別施業森林のうち次に掲げるものについては、当該森林の森林所有者等に対する通知等により周知を図る。

ア 長伐期施業を推進すべき森林

イ 複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林を含む。）

ウ 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

(2) 市町村森林整備計画の計画期間中は、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出があったとき等の機会を利用してその計画内容の周知を図り適正な施業を行うよう指導する。

(3) 都道府県知事は、法第10条の12の規定に基づく市町村からの協力の求め等に応じて、林業普及指導員等による技術的援助、指導その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 施業の勧告

法第10条の10第1項の施業の勧告（以下単に「勧告」という。）は、適正な森林の施業の実施について十分な指導を行ったにもかかわらず、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める森林施業の規範に従わず、これに反する施業を実施し、又は実施すべき施業を実施していないと認められる場合であって、市町村森林整備計画の達成に支障をきたすことが明らかなきに行うものとし、市町村の長は、次により森林所有者等に対して施業の勧告を行うものとする。

なお、法第39条の4の規定に基づき地域森林計画において要整備森林として指定された森林については、法第39条の6の規定により、勧告の対象とならない。

(1) 勧告は、次に掲げる場合等に行うものとする。ただし、その土地を木竹の育成以外の用途に供することが明らかであると認められる森林は、オに掲げる場合を除き、勧告の対象としない。

ア 第1の1の(5)により択伐による複層林施業を推進すべき森林として定められた森林において、市町村森林整備計画に定める伐採方法以外の方法により伐採を行い、又は行おうとしている場合

イ 市町村森林整備計画に定める立木の伐採の標準的な方法（公益的機能別施業森林の区域内の森林にあつては、当該森林について第1の1の(5)により定められた立木の伐採方法）と著しく異なる方法により伐採を行い、又は行おうとしている場合

ウ 市町村森林整備計画の計画樹立時における伐採跡地及び計画期間中に伐採された箇所について、伐採後、市町村森林整備計画で定められた更新期間を経過した後なお伐採跡地の更新が行われない場合

エ 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出義務のある者が、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しないで立木を伐採した場合であつて、伐採跡地において伐採後の造林をしていない場合

オ 市町村森林整備計画に森林の保護に関する事項として定められた病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林において立木が伐採されておらず、伐採を促進させる必要がある場合

(2) 勧告に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 勧告を行うときは、あらかじめ、勧告すべき事項につき十分な検討を行い、必要に応じ現地につき調査を行うものとする。

イ 勧告に当たっては、その所有に係る森林の状況及び森林所有者等の経済的な事情を十分考慮するとともに、市場の動向等客観情勢を勘案するものとする。

第3～第5 (略)

別記様式
市町村森林整備計画の様式

様式	式	領
<p>(表紙)</p>	<p>〇〇市(町村)森林整備計画</p> <p>自 年 月 日 至 年 月 日</p> <p>△△(都道府)県 〇〇市(町村)</p>	<p>計画書はA4版、縦長、左とじ、横書きとする。</p>

構造、森林の構成等を勘案する。野生生物の営巣
イ 森林の生物多様性の保全の観点から、伐採跡地が連続
ウ 森林の多面的機能の発達の観点から、伐採跡地が連続
エ するところがないよう、伐採跡地間の距離として、少なく
とも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
オ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切
と更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うもの
とする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、
天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮
する。
オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害
の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保
護樹帯を設置する。

- 3 その他必要な事項
1 及び2のほか、地域の森林の現況等から立木竹の伐採
について必要な事項を記載する。

第2 造林に関する事項
1 人工造林に関する事項
(1) 人工造林の対象樹種
地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指
針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域にお
ける造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案
し、人工造林の対象樹種を定めるものとする。なお、必
要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生
物多様性の保全にも留意する。
また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象
樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示
する。さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しよう
とする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部
局とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を記載する。

- (2) 人工造林の標準的な方法
地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する
指針に基づき、次の事項を定めるものとする。
ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数
人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位
級の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の
指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタ
ール当たりの標準的な植栽本数を植栽する旨を記載す
る。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数につ

- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項
1 人工造林に関する事項
(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種		

- (2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森 林 の 区 域	備 考

いては、備考欄に当該区域を表示する。
また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を記載する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すべき旨を記載する。

イ その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらえの方法、植付けの方法、植栽時期その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に記載する。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	
植付けの方法	
植栽の時期	

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

1. 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする旨を記載する。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う旨を記述するとともに、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の(1)から

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	
ぼう芽による更新が可能な樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

エ 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	
刈出し	
植込み	
芽かき	

ウ その他天然更新の方法

(3) までの事項を定めるものとする。

- (1) 天然更新の対象樹種
 地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限る。以下同じ。）を定めるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

エ 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に 10分の3 を垂じた本数以上の本数を成立させざるべき旨を記載する。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う旨を定めるものとする。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かきこし、枝条整理等の作業を行うこととする。
 ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
 ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ その他天然更新の方法
 地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認す

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考

注 森林の区域は、林班、小班等により特定できるように表示するものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - イ 天然更新の場合
- (2) 生育し得る最大の立木の本数

る方法を定めるとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るべき旨を記載する。

- (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
 - 地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定めるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 地域森林計画で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保することを旨として、ぼう茸更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害害などの被害の発生状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - 1の(1)による旨を記載する。
 - イ 天然更新の場合
 - 2の(1)による旨を記載する。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数
 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるべき旨を記

--	--

3 その他必要な事項

ついて定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

3 その他必要な事項
局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行なったものでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとする。
また、森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う旨を記載するほか、間伐又は保育に必要な事項について記載する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア 区域の設定
当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づき森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、次の(1)及び(2)について記載する。
この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるように記載する。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア 区域の設定
水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域

や主要な河川の上流に位置する水源地域周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 森林施策の方法

森林施策の方法として、下層植生や樹木の根を琴達させる施策を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする旨を記載する。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に、10年を加えた林齢を定めるものとする。

イ 森林施策の方法
以下の伐期齢の下限に従った森林施策を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種			
	年	年	年	年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林について定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫(れき)地、表

土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であつて郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となつて優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となつて優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であつて主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法
 アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種			
	年	年	年	年

イ 森林施業の方法
 森林施業の方法として、アの①に掲げる森林において、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のため特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進する旨を記載する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によつては公益的機能の維持増進を図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨を記載する。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を記載するとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る旨を記載する。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 (1) 区域の設定
 当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定
 林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合に

(注) 下線は、当省が付した。

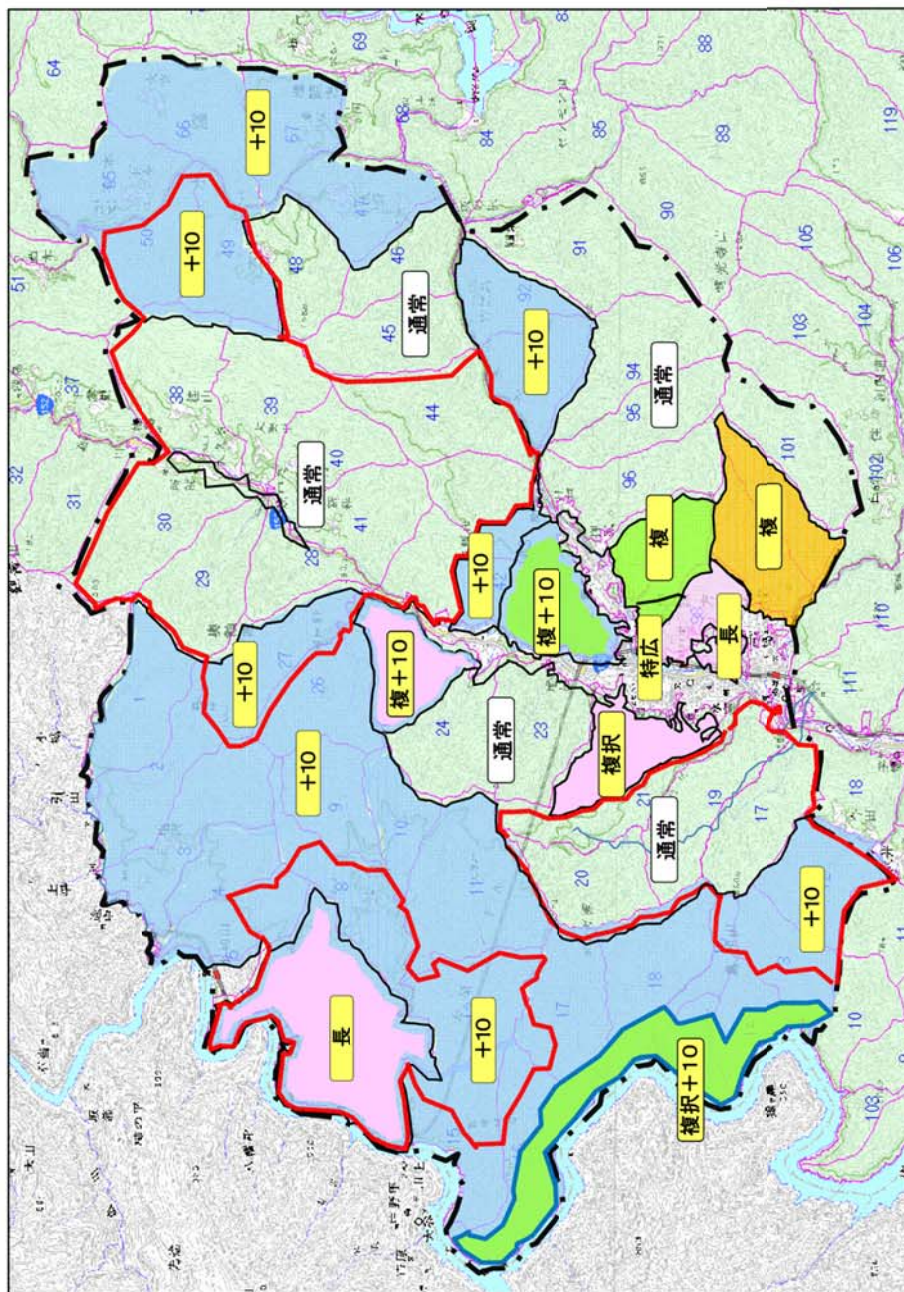
図表 1-1-(3) -イ-② 市町村森林整備計画において定められることとなる公益的機能別施業森林区域ごとの森林施業方法のイメージ

○ゾーニングの凡例

ゾーニングの種類	
実公益施業基準を適用する区域	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (生物多様性保全に係るもの)
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

○施業の方法

施業種(誘導の方法)	凡例
通常の施業	通常
伐期の延長を推進すべき森林	+10
長伐期施業を推進すべき森林	長
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	複
択伐による複層林施業を推進すべき森林	複択
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特広



※ 伐期の延長と、長伐期施業、複層林施業及び択伐による複層林施業のいずれかの施業とは、重複して記載することも可能。

(注) 林野庁が作成した「新たな市町村森林整備計画の概要」(2012(H24)准フオレスター研修資料)による。

図表 1－(3)－イ－③ 伐採及び伐採後の造林の届出書の様式及び記載要領

届出書の記載要領

伐採及び伐採後の造林の届出書

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

市町村長 殿

住所
届出人 氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名] 印

年 月 日

伐採の始期の30～90日前で届出書が提出されているか？

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

- 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。
- 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率		%
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				

少数第2位まで記載されているか(第3位で四捨五入されているか)？

伐採率は、立木材積による伐採率(%)となっているか？

市町村森林整備計画に定める「択伐による複層林施業を推進すべき森林」に指定されている場合、伐採方法が適合しているか？

伐採する森林が異齢林の場合、伐採する立木のうち最も多いものの林齢、最低林齢及び最高林齢が記載されているか？
- 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)		ha
人工造林による面積 (A + B)		ha
植栽による面積 (A)		ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C + D)		ha
ぼう芽更新による面積 (C)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	

①始期は届出年月日以降30～90日となっているか？
②伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか？

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？(伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。)
②市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の場合、人工造林が計画されているか？
③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。
皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新がなされない場合				

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄が全て記載されているか？
②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画となっているか？

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途が記載されているか？
②転用面積は1ha以下か？

4 備考

①森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。
②合法性等の証明の希望の有無について記載する。(任意)
転用の場合は「確認通知書」、それ以外の場合は「適合通知書」

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあっては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びびくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びびふな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。

(注) 林野庁が作成した「伐採及び伐採後の造林の届出書の記載要領」による。

図表 1－(3)－イ－④ 伐採及び伐採後の造林届出の運用に関する通知

○ 伐採及び伐採後の造林の届出制の運用について（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通知。最終改正：平成 24 年 3 月 28 日付け 23 林整計第 315 号）（抜粋）

1 本制度の趣旨及び市町村森林整備計画の内容の周知

- (1) 森林の立木の伐採及び伐採後の造林行為の実態を把握することは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するため適正な森林施業を確保し、併せて森林資源の賦存状況等を掌握する上からも重要なことであるので、市町村の長は、伐採及び伐採後の造林の届出制の趣旨及び内容について森林所有者等に周知徹底し、法の遵守について協力を得られるよう配慮するものとする。

なお、法第 10 条の 8 第 1 項第 2 号の規定により、法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可を受けた者が当該許可に係る開発行為をするために伐採する場合には当該届出は不要とされているが、法第 10 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の許可を要しない国又は地方公共団体が行う場合、同項第 3 号の農林水産省令で定める事業の施行として行う場合又は同項の政令で定める規模以下の開発行為を行う場合にあっては、伐採及び伐採後の造林の届出は行う必要がある。

- (2) 適正な森林の立木の伐採及び伐採後の造林を確保するため、森林の施業勧告制度に加え、市町村森林整備計画に適合しない伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等の制度が設けられていることにかんがみ、市町村の長は、森林所有者等に市町村森林整備計画の内容を周知するとともに、その確実な実施に努めるものとする。

2 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出者に対する指導等

- (1) 市町村の長は、伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「届出書」という。)の提出があった場合において、届出書の書式若しくは添付すべき書類に不備があり、又は記載すべき事項が記載されていないと認められるときは、届出書を提出した者に補正を求めるものとする。また、その内容を検討し、提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、十分指導を行い、必要に応じて法第 10 条の 10 第 1 項の規定による施業の勧告を行う等によりその適正化に努めるとともに、必要に応じて法第 10 条の 9 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を行なうものとする。

(2)～(4) (略)

- (5) 伐採後の造林の計画については、伐採跡地の放置を防止し、その適切な更新を確保することを目的として記載させるものであり、市町村森林整備計画に従い、伐採跡地の確実な更新を図ることを旨として計画するよう指導するものとする。

この場合、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林について、市町村森林整備計画に定める伐採跡地の人工造林をすべき期間内に更新を計画するよう指導するものとする。

なお、当該森林以外の森林についても市町村森林整備計画に即して適切な造林の方法を選択して計画するよう指導するものとする。

3 伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令

市町村の長による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令は、次により行なうものとする。

(1) 変更命令に当たっての留意事項

ア 変更命令を行おうとする場合には、必要に応じ現地調査を行うなど命令すべき事項について十分検討を行うものとする。

イ 変更命令は、事前の指導等を行ってもなお適正な伐採及び伐採後の造林の計画に変更されない場合にするものとする。なお、変更命令があった後に行われる立木の伐採は、法第10条の9第2項の規定により届出書の提出がなかったものとみなされるため、届出書に記載された伐採の期間の始期までに変更命令及び当該命令に対する弁明の機会の付与の手続きを行い予定される命令の内容を通知することが望ましい。

ウ 変更命令のなされた伐採及び伐採後の造林の計画については、命令した事項を適正に変更したうえで改めて届出書を提出するよう指導監督するものとする。

(2) 変更命令を行う場合

変更命令は、届出書に記載された伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間又は樹種等に関する計画事項が市町村森林整備計画に定める次の事項に適合しないと認められる場合のほか、市町村森林整備計画に定める施業の方法と著しく異なり森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがある場合に変更すべき点とその理由を具体的に明示して行うものとし、その際、市町村森林整備計画に適合させるための方策を教示するなど市町村森林整備計画に即した伐採及び伐採後の造林が行われるよう指導に努めるものとする。ただし、市町村森林整備計画の達成上必要がないと認められる場合は、この限りではない。

ア 公益的機能別施業森林のうち特に公益的機能の発揮が求められており伐採の方法を定める必要のある森林として定められる次に掲げる森林のうち択伐による複層林施業を推進すべきものの区域における施業の方法

(ア) 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のための伐採の方法を定める必要がある森林

(イ) 自然環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林

(ウ) 生活環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林

イ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林にあっては、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法及び伐採跡地の人工造林をすべき期間

ウ イに掲げる森林以外の森林にあっては、届出書に記載された伐採後の造林の方法が人工造林である場合にあってはイに掲げる事項、当該造林の方法が天然更新である場合にあっては天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新をすべき期間

(3) (略)

(4) その他の事項

ア 公益的機能別施業森林においては、(2)のア以外の場合であっても当該公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に沿うよう適切に指導を行う必要がある。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-(3)-イ⑤-i 市町村森林整備計画において定められた伐期齢に達していないにもかかわらず、1ha以上の森林の皆伐を計画している例

事例番号	市町村名	伐採及び伐採後の造林の届出書の記載内容 (伐採部分のみ抜粋)			森林簿の林齢		市町村森林整備計画に基づく公益的機能別施策森林区域の状況		(参考) 標準伐期齢	伐期齢の判定結果		市町村森林整備計画において定められた伐期齢に達していないにもかかわらず、森林の皆伐を行うことを計画している届出書を受理した理由等
		届出年月日	伐採期間	面積(ha)	樹種	林齢	森林の種類	施策方法(伐期齢)		公益的機能別施策	標準伐期	
1	宮古市 (岩手県)	H26.10.20	H26.12 ~H30.3	15.07	スギ アカマツ	44	土砂災害 防止等	長伐期 (80年)	×	○	宮古市では、当時のメモや記録等が残っていないため、正確なことは不明であるが、届出に係る審査が十分ではなかったのではないかとしている。 一方、宮古市では、伐採及び伐採後の造林の届出書を受理する段階では、既に素材生産事業者と森林所有者との間で、立木の売買契約が行われたものも多く、このようなケースでも伐採計画の変更命令を視野に入れた是正指導を行うべきか判断にちゅうちょしている。	
						44		長伐期 (80年)	×	○		
2		H26.7.10	H26.8~ H27.8	14.88のうち 4.87(スギ、 アカマツ)	スギ アカマツ	43~47	水源涵養	伐期延長 (50年)	×	○	岩手町では、当時のメモや記録等が残っていないため、正確な経緯や理由は不明であるとしているものの、伐採計画の変更命令(森林法第10条の9第1項)までを行い、対応する必要があったか、現行の基準をみても判断とせず、是正指導が十分行えないまま、届出を受理してしまったのではないかとしている。	
						43~49		伐期延長 (50年)	×	○		
3		H26.5.29	H26.8~ H27.3	4.49のうち 1.36(スギ)	カラマツ	58	水源涵養	伐期延長 (45年)	○	○	庄原市では、水源涵養機能森林区域で伐期齢に達していない森林を皆伐する計画であったとしても、伐採計画の変更命令(森林法第10条の9第1項)の対象になるかが判断とせず、制度の枠組みが届出である以上、森林所有者等の判断を優先せざるを得ないとしている。	
					アカマツ	65		伐期延長 (50年)	○	○		
					その他広葉樹	60		伐期延長 (35年)	○	○		
					スギ	32~33		伐期延長 (55年)	×	×		
4	岩手町 (岩手県)	H27.1.30	H27.3~ H28.4	3.88のうち 1.11(その 他広葉樹)	その他広葉樹	30	水源涵養	伐期延長 (35年)	×	○	庄原市では、水源涵養機能森林区域で伐期齢に達していない森林を皆伐する計画であったとしても、伐採計画の変更命令(森林法第10条の9第1項)の対象になるかが判断とせず、制度の枠組みが届出である以上、森林所有者等の判断を優先せざるを得ないとしている。	
					カラマツ	57		伐期延長 (45年)	○	○		
					アカマツ	70		伐期延長 (50年)	○	○		
5		H26.5.29	H26.8~ H27.7	2.48のうち 1.22(アカ マツ、スギ)	カラマツ	51	水源涵養	伐期延長 (45年)	○	○	庄原市では、水源涵養機能森林区域で伐期齢に達していない森林を皆伐する計画であったとしても、伐採計画の変更命令(森林法第10条の9第1項)の対象になるかが判断とせず、制度の枠組みが届出である以上、森林所有者等の判断を優先せざるを得ないとしている。	
					アカマツ	44		伐期延長 (50年)	×	○		
					スギ	28		伐期延長 (55年)	×	×		
6	庄原市 (広島県)	H27.2.9	H27.2~ H27.6	2.00	広葉樹	50	水源涵養	伐期延長 (55年)	×	○	庄原市では、水源涵養機能森林区域で伐期齢に達していない森林を皆伐する計画であったとしても、伐採計画の変更命令(森林法第10条の9第1項)の対象になるかが判断とせず、制度の枠組みが届出である以上、森林所有者等の判断を優先せざるを得ないとしている。	
					ナラ類	25		伐期延長 (55年)	×	×		
8		H26.12.26	未記載	1.20	ヒノキ	43	水源涵養	伐期延長 (50年)	×	○		

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-イ-⑤-ii 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林であることから、伐採後は人工造林が必要となるにもかかわらず、天然更新による造林を計画している例

事例番号	市町村名	伐採及び伐採後の造林の届出書の記載内容(関連部分のみ抜粋)								市町村森林整備計画に基づく公益的機能別施業森林区域の状況	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に該当しているにもかかわらず、伐採後に天然更新を計画している届出書を受理した理由等	
		届出年月日	伐採期間	伐採面積(ha)	伐採樹種	造林方法	造林期間	5年後において適確な更新がなされていない場合の造林計画	造林樹種			植栽本数(本)
1	紀北町 (三重県)	H26.10.24	H26.11～ H27.2	0.14	広葉樹	天然更新	未記載	未記載	広葉樹	未記載	水源涵養	紀北町では、町内の民有林全域を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として設定しているが、現在は、森林所有者等の施業に対する考え方や金銭的な問題もあるため、たとえ、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に該当していたとしても人工造林を求めず、天然更新を認めた上で、5年後に天然更新による更新状況を確認することとしている。 一方、当省が抽出した2件の届出書には、造林期間や天然更新の5年後において適確な更新がなされていない場合の植栽本数が記載されていない、このことについて、紀北町では、未記載箇所の確認誤りとしている。
2		H26.10.30	H26.12	0.05	その他広葉樹	天然更新	H27.4～ H32.3	H32.4.1～ H33.3.31	その他広葉樹	150		
3	京都市 (京都府)	H26.7.1	H26.8～ H28.7	0.50	スギ、 ヒノキ	天然更新	H29～	H35～	スギ ヒノキ	未記載	水源涵養	京都市では、人工林については、植栽をしないと更新ができないとの認識から、市内全ての民有林で「針葉樹からなる人工林」を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として設定しているが、場所によっては、植栽によらなくても、更新が可能な場所があり、そのような場所については天然更新も認めているとしている。また、京都市では、本件については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林ではあるものの、伐採前の状態で下層に天然性のスギ・ヒノキの幼樹が定着している状態であったことを理由に天然更新を認めたいとしている。 一方、届出書に5年後において適確な更新がなされていない場合の植栽本数が記載されていないことについて、京都市では、既に下層に定着したスギ・ヒノキがあり、植栽を行うとしても補助的なものとなると判断したためとしている。
4	南丹市 (京都府)	H26.8.20	H26.9～ H26.12	0.35	スギ	天然更新	H27.4～ H32.3	H32.4～H34.3	広葉樹	700	土砂災害防止等	南丹市では、市内全域の人工林による民有林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として設定しているが、昨今は伐採後に植栽してももうかる見込みが低く、植林する場合でも鹿の食害防止柵を設置する必要があるため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林で天然更新による届出が出されたとしても、森林所有者等の負担感を考慮すると、受理せざるを得ないとしている。
5		H27.2.13	H27.3～ H27.4	0.18	スギ	天然更新	H27.4～ H32.3	H32.4～H34.3	広葉樹	360	土砂災害防止等	
6		H27.2.26	H27.3～ H27.4	0.03	スギ、 ヒノキ	天然更新	H27.5～ H32.3	H32.4～H34.3	広葉樹	60	土砂災害防止等	
7		H27.3.2	H27.4～ H27.5	1.30	スギ、 ヒノキ	天然更新	H27.5～ H32.3	H32.4～H34.3	広葉樹	2,600	水源涵養	

(注) 当省の調査結果による。

図表1-(3)-イ-⑥ 全民有林を水源涵養機能森林に設定している市町村

(平成26年度末時点)

道府県名	市町村名	民有林面積(ha)	水源涵養機能森林の面積(ha)
栃木県	矢板市	7,615	7,615
新潟県	魚沼市	51,749	51,749
	阿賀町	57,305	57,305
静岡県	静岡市	102,965	102,965
三重県	松阪市	41,299	41,299
京都府	京都市	59,232	59,232
奈良県	五條市	20,341	20,341
	宇陀市	18,289	18,289
広島県	庄原市	97,947	97,947
	北広島町	52,311	52,311
高知県	四万十町	40,099	40,099

(注)1 当省の調査結果による。

2 「民有林面積(ha)」とは、森林法第10条の5第1項の規定に基づき、策定された市町村森林整備計画に基づく、地域森林計画(同法第5条第1項)の対象となっている民有林面積をいう。

3 「水源涵養機能森林」とは、森林法第10条の5第1項の規定に基づき、策定された市町村森林整備計画に基づく、公益的機能別施業森林区域のうち、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林をいう。